おみたまネットモニター設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、市政の課題や、市民生活に関係の深い問題等について、 おみたまネットモニター(以下「モニター」という。)を設置してアンケート 等を実施することにより、市民の意見等を迅速に把握し市政に反映すること を目的とする。

(職務)

- 第2条 モニターは、インターネットを利用して、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 市政に関するアンケート調査に回答すること。
 - (2) 市政の特定事項に関する意見及び提案を行うこと。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(資格)

- 第3条 モニターは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、又は市内に通勤、通学している16歳以上の者
 - (2) インターネットが利用できる環境にある者,かつ,日本語で利用できる者
 - (3) 小美玉市職員(小美玉職員の給与に関する条例(平成18年小美玉市条例 第45号)第1条の2の職員をいう。)でないこと。

(募集)

第4条 市長は、ネットモニターに登録する者を募集する。

(登録)

- 第5条 モニターの登録を希望する者は、第3条に定める資格要件を満たし、かつ、本要綱を承諾の上、いばらき電子申請・届出サービスを利用して、次に掲げる情報を送信しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所(市内に通勤し、又は通学する者は、当該通勤又は通学先の住所及

び名称を含む。)

- (3) メールアドレス
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- 2 市長は、前項の情報を受信したときは、その内容を審査の上、第3条に規 定する資格を有すると認める者をモニターとして登録する。
- 3 市長は、前項の規定によりモニターとして登録し、又は登録の申込みを却 下したときは、別に定める方法により通知するものとする。
- 4 モニターは、第2項に規定する登録情報が変更となった場合は、速やかに変更後の情報を記載し、電子メールで市に届け出るものとする。

(任期)

第6条 モニターの任期は、モニターを登録した日からモニターの登録が取り 消された日までとする。

(謝礼)

第7条 モニターへの謝礼は、年度ごとに予算の範囲内で支給する。

(個人情報の取扱い)

第8条 モニターの個人情報は、小美玉市個人情報保護条例(平成18年小美玉市 条例第11号)に基づき厳重に管理を行い、登録されている個人情報は、本事業 以外の目的には使用しないものとする。

(著作権)

第9条 第2条に規定する職務の遂行により得たアンケート回答や意見等の著作権は、提出した時点で、市に帰属するものとする。

(費用負担)

第10条 モニターが利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、モニターの負担とする。

(禁止行為)

第11条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはな

らない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を中傷し、又は誹謗する行為
- (4) 本制度の運営を妨害する行為
- (5) 同一人物による重複モニター登録又は他人になりすまして登録する行為
- (6) 不正回答をする行為
- (7) その他市長が不適当と認める行為

(登録抹消)

- 第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの承諾の有無 にかかわらず、モニター登録を抹消するものとする。
 - (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
 - (2) 第11条に規定する行為を行ったとき。
 - (3) モニターから退任の届出があったとき。
 - (4) 登録されたメールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。

(庶務)

第13条 モニターに関する事務は、秘書政策課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - (小美玉市市政モニター設置及び運営に関する規則の廃止)
- 2 小美玉市市政モニター設置及び運営に関する規則(平成18年小美玉市規則 第7号)は、廃止する。